

Title	自由と道徳法則との同一性(分析性)? : カントにおける実践哲学の基礎づけの課題をめぐって,その三
Sub Title	Identitat (Anaalytizitat) von Freiheit und Moralgesets? : Über Kants Begründung der praktischen Philosophie (3)
Author	小松, 光彦(Komatsu, Mitsuhiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1990
Jtitle	哲學 No.91 (1990. 12) ,p.201- 223
JaLC DOI	
Abstract	"Die Freiheit allerdings die ratio essendi des moralischen Gesetzes, das moralische Gesetz aber die ratio cognoscendi der Freiheit sei." -Diese Kants beruhmte These behauptet, dass die Freiheit die Bedingung des Moralgesetzes, aber auch dass das Moralgesetz die Bedingung sei, unter der wir uns allererst der Freiheit bewusst werden können. Also nach Kant soll das Verhältnis der Freiheit des Willens zum Moralgesetz identisch oder analytisch sein. Aber aus dieser 'Identitatsthese' von Freiheit und Moralität tritt ein fundamentales Problem der praktischen Philosophie hervor. Die Frage nach etwas, das ein Mensch zu verantworten hat oder das ihm zuzurechnen ist, wird, wie Kant sagt, eigentlich auf Handlungen, nicht auf den Empfindungszustand der Person bezogen. Und die Bedingung dafür, dass etwas überhaupt eine Handlung ist, nach Kant, liegt darin, dass etwas 'aus Freiheit' erfolgt. Deshalb muss Kant sich in dem Dilemma befinden, dass auch die legale oder böse, d.h. nicht moralische Handlung ebenfalls aus Freiheit erfolgt, sofern er auf jener 'Identitat-These' beharrt. Der Verfasser des vorliegenden Aufsatzes versucht den Zusammenhang zwischen Freiheit, Handlung und Moralität in der praktischen Philosophie Kants zu untersuchen.
Notes	文学部創設百周年記念論文集I Treatise
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000091-0201

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由と道徳法則との同一性 (分析性)?

—カントにおける実践哲学の基礎づけの

課題をめぐって、その三—

小 松 光 彦*

Identität (Analytizität) von Freiheit und Moralgesetz?

—Über Kants Begründung der praktischen
Philosophie (3)—

Mitsuhiko Komatsu

“Die Freiheit allerdings die *ratio essendi* des moralischen Gesetzes, das moralische Gesetz aber die *ratio cognoscendi* der Freiheit sei。”—Diese Kants berühmte These behauptet, daß die Freiheit die Bedingung des Moralgesetzes, aber auch daß das Moralgesetz die Bedingung sei, unter der wir uns allererst der Freiheit bewußt werden können. Also nach Kant soll das Verhältnis der Freiheit des Willens zum Moralgesetz identisch oder analytisch sein. Aber aus dieser ‘Identität-These’ von Freiheit und Moralität tritt ein fundamentales Problem der praktischen Philosophie hervor.

Die Frage nach etwas, das ein Mensch zu verantworten hat oder das ihm zuzurechnen ist, wird, wie Kant sagt, eigentlich auf Handlungen, nicht auf den Empfindungszustand der Person bezogen. Und die Bedingung dafür, daß etwas überhaupt eine Handlung ist, nach Kant, liegt darin, daß etwas ‘aus Freiheit’ erfolgt. Deshalb muß Kant sich in dem Dilemma befinden, daß auch die legale oder böse, d.h. nicht moralische Handlung ebenfalls aus Freiheit erfolgt, sofern er auf jener ‘Identität-These’ beharrt.

Der Verfasser des vorliegenden Aufsatzes versucht den Zusammenhang zwischen Freiheit, Handlung und Moralität in der praktischen Philosophie Kants zu untersuchen.

* 慶應義塾大学文学部助教授 (倫理学)

序

「たしかに自由は道徳法則の存在根拠 (ratio essendi) であるが、しかし道徳法則は自由の認識根拠 (ratio cognoscendi)⁽¹⁾ である。」——『実践理性批判』はこの有名な定式に集約されているような思想的前提から出発する。カントのこの定式によれば、われわれ有限な理性的存在者としての人間が自由の実在性の確証へと到る道は、もっぱら道徳法則の事実という隘路を通ってのみ通じていることになる。

ところで、このようなカントの立場は、実践哲学の基礎づけというコンテクストから見る限り、きわめて基本的な、しかも甚だ困難な問題を惹き起こさざるを得ないように思われる。

カントは人間の選択意志 (die menschliche Willkür) について、次のように疑問の余地のない明確な断定を下している。即ち、人間の選択意志は「感覚的・受動的に (感性の動因によって) 触発 (pathologisch affizieren) される限りでは」なるほど感性的意志 (arbitrium sensitivum) であるにしても、「感覚的・受動的に強制 (pathologisch necessitieren) される」動物的意志 (arbitrium brutum) とは異なって、自由な意志 (arbitrium liberum) であるが故に、感性によって必然的に規定されることではなく、かえって「感性的衝動による強制とは無関係に自ら自己を規定する能力」⁽²⁾なのである、と。そしてカントの実践概念はもともと、このように感性による必然的規定を免れている人間の選択意志に固有の〈原理〉と〈目的〉という相互に不可分な二つの契機を可能根拠として成立するものである以上、「感性的衝動にかかわりなく、従って、理性のみによって表象される動因によって規定される」ところの「自由な選択意志に関連する一切のものは……すべて実践的 (praktisch) と称せられ」⁽³⁾得るのである。従って「実践的意味における自由とは、感性の衝動による強制からの選択意志の独立性⁽⁴⁾ということであり」、最も一般的な意味における選択意志の自律として

の自由に他ならないと考えられるのである。

このように、そもそも実践というものが人間の選択意志一般の自律という前提の上にはじめて成立するものであるならば、自然の原因性から厳密に区別された、そのような人間の実践的活動性一般に固有の法則に基づいてのみ、言わば、特殊実践的な法則としての道徳法則の可能性も解明され得る、と考えるべきなのではないであろうか。実践哲学の基礎づけという課題を批判哲学体系の線に沿って最後まで徹底的に遂行するためには、道徳的自律としての自由に先立って、まずもって実践一般の可能根拠としての道徳無記的な選択意志の自律としての自由の実在性を、純粹理性のア・プリオリな実践的構制として確証しておく必要があるのではないかと思われる所以である。このような意味での自由、従って一般に、感性界の全体的自然に属する限りでの自然的欲求とそれに対する反応としての行動から明確に区別された人間の意志と行為（実践）なるものが現実に存在するという前提——このことに対するカントの確信は徹頭徹尾揺るがなかったのであるが——のもとではじめて、このような自由の自己規律（Autonomie）としての人間の道徳的義務づけというものも導き出され得る、と考える方が思考の道筋としてはるかに自然なのではないであろうか。実際にカント自身がこの意味で、『道徳形而上学の基礎づけ』（1785）の中で、単なる「傾向性」（Neigung）や「衝動」（Antrieb）を人間の本來的自己、即ち、人間の意志に帰すことはできないこと、従って、人間はそれらに対して直接責任を負うわけにはいかないことを明言しているのである。⁽⁷⁾

しかるにカントが『実践理性批判』（1788）で実際に採った探究方向は、冒頭で触れたとおり、今述べたものとは異なっている。このことは実践的自由に関する上記のカントの立場に照らしてみると、われわれにいささか奇異の念を抱かせざにはおかない。カントの思索の道程におけるこのような屈折の背後には、いったいどのような問題が隠されているのであろうか。

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

本稿では、実践哲学の基礎づけをめぐるカントの理論構成全体の要石をなすところの道徳＝自由論に光を当て、その立論の枠内における自由、行為、道徳性という諸概念相互間を結ぶ錯綜した問題の糸を解きほぐす手懸りを求めて、若干の考察を試みてみたい。

1. 自然原因からの自由——実践的自由の実在性

カントは行為主体としてのわれわれ人間のうちに、傾向性や衝動といった多くの感性の一自然的な動機がはたらいていることを認めている。しかし同時にまた、単なる生理一心理学的な自然の過程はもともと人間の行為ではないし、それだけは決して直接的に行行為へと通じるものではない、とカントは考えている。

人間のうちにはたらく様々な生理一心理学的衝動は、まったく人間の助力なしに、言わば、われわれ人間を貫通する自然の過程である。それに反して、そもそも行為というものは、原理的に自然とはまったく異なる起源、即ち、自由からのみ発し得るものなのである。実に人間の選択意志の自由こそ、行為の存立条件をなすものであると考えられているのである。

ところで、その場合、同一の人間の中での行為をめぐる上記の自然的動機と選択意志の自由との関係をどのように考えたらよいのであろうか。カントによれば、「選択意志の自由は、ただ人間がそれを自分の格率のうちに採用した（人間がそれに従って行為しようと意志するところの普遍的規則とされた）限りでの動機以外は、いかなる動機によっても行為へと規定されることはありえない」という、まったく独自の性質をもっており、そしてその限りにおいてのみ、動機はそれがいかなる動機であろうとも、選択意志の絶対的自発性（自由）と両立しうる⁽⁸⁾のである。つまり、自然的動機はそれだけでは行為を生み出すことはできず、自発的な選択意志の格率に媒介されて、はじめて人間の行為が成立するということである。たとえ自然の傾向性に引きずられて行われたような行為の場合でも、自然がおの

ずからそこへと駆られてゆくものに選択意志が、言わば、手を差しのべるという意味で、やはり自由に基づいていると考えられなければならないのである。

このように選択意志の自由が原理上、行為の道徳性（善・悪）が問題となるのに先立って、すでに行行為一般の成立条件をなすと考えられている点は注目されてよい。因みに『実践理性批判』の中でも、道徳性（善・悪）の問題は「本来的に人格〔=行為主体〕の行為（Handlung）に関わるのであり、人格の感受された状態（Empfindungszustand）に関わるのではない」と明確に断定されているのである。そしてテキストのそれに続く箇所では、この区別をさらに一層明瞭ならしめようとするかのように、道徳性の問題に関わる範囲が「行為の仕方、意志の格率、従って……行為する人格（Person）そのもの」にのみ限定され、それ以外の、人格において感受された善い、もしくは悪い状態は自然の一部としての「物件」（Sache）と見なされて、道徳性の問題から除外されているのである。⁽¹⁰⁾

いま挙げられたテキストの箇所からも明らかのように、カントにとって、人間のうちにおける自然の領域と自由の領域との境界線は終始截然として保持されており、一般に人間の行為および行為主体は自由の領域を前提としてはじめて成立するものであって、この自由に基づく行為に対してのみ、道徳性が問題になると考えられているのである。ここでカントが認めているような立場から見る限り、人間にとてそもそも実践一般が現実に問題となる、即ち、実践哲学の課題が現実に生ずるのは、人間の自由の故であり、その意味で、自由の実在性は人間の実践的経験そのもののうちで確証されており、またそのことが実践哲学の成立根拠にもなっていると言うことができるのでないであろうか。けだし、「実践的とは自由によって可能である一切のものの謂に他ならない」⁽¹¹⁾ からである。

実際にカントは、このような実践的意味での自由を超越論的意味での自由から区別した上で、「実践的自由は経験を通じてのみ証明される」と述

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

べているのである。というのも、「単に刺激するもの、即ち、感官を直接に触発するものが人間の選択意志を規定するのではなく、むしろ、われわれは一層間接的な仕方でそれ自体有用であるもの、もしくは有害であるものについての表象によって自分の感性的欲求能力に対する印象を克服する能力をもっている」ことは、われわれの生活経験に照らして疑い得ない事実だからである。

ところで、その場合に「自分の全体的な状態を考慮して、欲求するに値するものについて、即ち、善い、有益なものについて熟慮するはたらきは理性に基づいている」と考えられる。ここでカントが「善い、有益なもの」(was gut und nützlich ist)と言っているのは、もちろん道徳的性質を指しているのではない。それは人間の行為一般がそのつどめざしている目的（主観的目的）と、それを促進もしくは達成するための手段とを意味していると解釈しておいてよいであろう。このように日常の生活経験においてすでに自由に基づく理性の実践的構制が機能していると考えられるのであり、そこにおいて理性が与える原理を、カントは「実践的法則」と呼んでいるのである。⁽¹⁵⁾ カントはこの「法則」を、「実際に生起すること (was geschieht) にのみ関わる自然法則」とは異なって「たとえおそらくは生起しないにしても、生起するべきこと (was geschehen soll) を告げる命法、即ち客観的な自由の法則」である、と規定している。

もっとも、カントが『純粹理性批判』の当該箇所で「実践的法則」と言っているものは、後年の『基礎づけ』における一層厳密な用語法においては、「実践的規則」に相当すると見なければならないであろう。何故ならば、この場合に理性の実践的立法の根拠をなす目的はいすれにせよ、有限な理性的存在者としてのわれわれ人間が個別的状況に応じてそのつど追求する主観的目的であって、すべての理性的存在者一般の本性に基づき「法則として一切の主観的目的に制限を加える最高の制約」としての普遍性を具えている客観的目的とは言えないからである。しかし、この問題は、後

段で実践的自由と区別される超越論的自由の概念の問題として、あらためて取りあげることとし、⁽¹⁸⁾ ここではこれ以上立ち入らないこととする。

これまでの論議をふまえて、ここでさしあたり確認しておきたいと思うことは、カントが人間の行為というものを機械論的・因果論的に決定された自然の過程から明確に区別して、一定の目的達成に向かって自由に意志されたものと考えていることである。換言すれば、カントにとって、もともと人間の行為一般は自然過程の一部であるのではなくて、あくまでも理性の自由な立法の上に成立するものだということである。

このことの確認が実践一般における自由と道徳性との関係をめぐる当面のわれわれの問題に対して有する意味は、決して小さくないように思われる。というのも、上記のカントの立場からすれば、行為はいかなるものであっても、その道徳性の如何を問わず、一般に自由に基づくものであり、また逆に、自由に基づく行為は必ずしも道徳的価値を有するとは限らないことになるからである。従って、行為主体（意志）は自己の行為が道徳的に義務づけられることによって、即ち、義務に基づく行為によって自己の自由を確証するのではない。かえって、自由の自覚のもとに責任を負う自律者として、自由に基づいて自己の格率を選択することによってのみ自己の行為に道徳的価値を与え得る、と考えられるべきなのではないであろうか。

2. 「傾向性に基づく行為」(Handlung aus Neigung)

の不可解

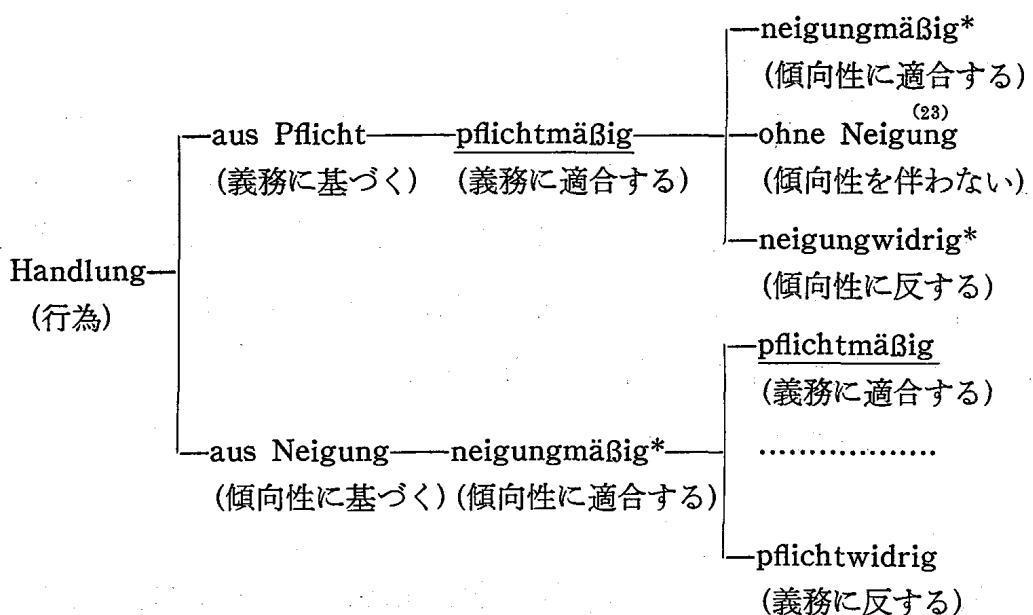
これまでの考察が採ってきたような視角から見ると、『道徳形而上学の基礎つけ』第一章で展開されている義務論の中でのカントの行為の取り扱い方には、いささか疑問を覚えずにはいられない。

カントは当該箇所で行為一般をまず義務との関係における形式的側面から、(1) 「義務に基づく」(aus Pflicht) 行為、(2) 「義務に適合する」

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

(*pflichtmäßig*) 行為, (3) 「義務に反する」 (*pflichtwidrig*) 行為の三つのグループに分類した上で, (1) を理性的動因（義務）から発するものと認め, (3) を自然的動機（傾向性）から発するものと見なしている。ところが, (2) はこれら二種の動因ないし動機のうちのいずれからも発し得るものであり, 個々の事例に即してそのつど判定されなければならないとされるのである。カントが『基礎づけ』の当該箇所でモデルとして掲げている四つの事例は, すべてこの (2) に相当する行為とその動機の判定に関するものである。

因みにカントによる行為の分類をテキストを手懸かりとして再構成し, 簡単に表示すれば次のようになる。



* カント自身は *neigungmäßig*, *neigungwidrig* という用語を使用してはいないが, ⁽²⁴⁾ テキストの意味を汲んで, このような表現を試みてみた。

義務との関係による上記 (1) (2) (3) の三種の行為の分類は, 単に行為の現象面における形式的なものに過ぎない。上の表から明らかのように, カントはそれをさらに行為を生み出す動因にまで遡って把握し直そうとしている。

カントがここで用いている “aus” という前置詞の意味を文字通りに受けとれば、行為は一般にそれを生み出す起源から見て、「義務に基づく」 (aus Pflicht) ものであるか、それとも自然の「傾向性に基づく」 (aus Neigung) ものであるか、のいずれかであることになる。しかしこのような行為の二分法は、前節で見てきたカントの実践哲学の基本的立場との関係において、少なくとも表面的には、著しく不整合であると言わざるを得ないであろう。何故ならば、カントの実践的自由に関する先の論議からすれば、行為はそれが単に「義務に適合する」だけのものであったとしても、あるいは「義務に反する」ものであってさえも、およそ人間の行為と見なされる限りでは、自由に基づくものであると言わなければならず、他方、単に傾向性にのみに基づくような行動はそれ自体が自然の過程の一部に過ぎないのであって、それがいかなる結果を生み出そうとも、人間の行為と見なすことはできず、従ってまた、その道徳性の如何を問うことはできないと言わなければならぬからである。

ところで、この箇所で掲げられている四つの事例のテキストに即してカントの論議をやや仔細に検討してみると、行為の「傾向性に基づく」という性質が形式論理上矛盾対当の関係において絶対的に相容れないのは「義務に基づく」という性質のみであって、場合によって「義務に反する」という性質はもとより、しばしば「義務に適合する」という性質と両立し得ることが認められている。また他方で、「義務に基づく」という行為の性質が絶対的に相容れないのは「傾向性に基づく」という性質のみであり、従って「義務に基づく」行為は、その時々の事情によって「傾向性に適合する」場合も、あるいは「傾向性を伴わない」場合も、またしばしば「傾向性に反する」場合もあり得ることが認められているのである。このように見えてくると、行為というものは、義務を動因とするにせよ、また傾向性を動機とするにせよ、単純にいずれか一方だけから生じることはできず、かえって、行為主体（意志）は常にこれら二つの要因を自己の格率のうちへ

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

採用するに際して、相互間の一定の優先関係ないし従属関係（格率の形式）⁽²⁵⁾を自由に決定しなければならないことが分かるのである。

それ故、行為の道徳的価値をめぐって、あたかも義務（理性の自由な構制）と傾向性（自然の因果的機制）という、行為の出自に関する二分法の上に展開されているかに見えるカントの論議においても、依然その根底には、前節で述べたような、人間の行為一般の成立根拠に関する実践的自由の思想が保持されていると考えなければならないであろう。実際にカントは或る箇所で「傾向性に基づく」と言う代わりに、「利己的な意図に基づいて生じた」(aus selbstsüchtiger Absicht geschehen) という表現を用いている。これは明らかに理性の実践的構制を前提とする格率の自由な選択に基づいた行為を意味していると解釈し得るであろう。

しかしそれにしても、実践哲学としての首尾一貫性を求める視点から見ると、ここでカントが用いている「義務に基づく」(aus Pflicht), 「傾向性に基づく」(aus Neigung) という表現が誤解を招き易いものであることは否めないと思われる。人間の行為はもともと自由に基づいて存立しているとするカントの基本的立場を前提とするならば、行為の道徳性についての上記のカントの定式は、むしろ以下のようない定式へと変更されることによって、一層適切で理解し易いものになるのではないか。

即ち、——およそ行為の道徳的価値は、自由に基づく (aus Freiheit) 行為一般が義務のために [義務の達成をめざして] (um der Pflicht willen) 為されるか、それとも傾向性のために [傾向性の満足をめざして] (um der Neigung willen) 為されるかに懸かっている、というのがそれである。⁽²⁷⁾

因みにこの定式を簡略に表示すれば次のようになる。

Handlung	—aus Freiheit—	—um der Pflicht willen
(行為)	(自由に基づく)	(義務のために=義務の達成をめざして)
		—um der Neigung willen
		(傾向性のために=傾向性の満足をめざして)

行為の道徳性の問題は、行為主体が或る意図（主観的目的）の実現をめざすに際して、自己の意志の格率のうちへ理性（義務）の要求を優先的に採用するか、自然（傾向性）の要求を優先的に採用するかの選択に懸かっているのであって、その選択の如何にかかわらず、そもそもこのような選択の可能性そのものが行為主体の自然原因からの自由、即ち、実践的自由の実在性を前提していることは明らかである。

しかるに『基礎づけ』第一章におけるカントの定式にそのまま従うならば、行為主体が前者を選択して理性（義務）の要求に従う（aus Pflicht）場合にのみ、自然原因から自由な行為が可能であることになり、他の場合には、人間はもっぱら傾向性にのみ基づいて（aus Neigung）自然の因果的機制に従属したまま、行為主体であることすら許されないことになるであろう。もしこのような行為の動因に関する義務と傾向性との二者択一の枠組にどこまでも固執するならば、自由に基づきながらも道徳的価値を持たない行為、即ち、単に義務に適合しているだけの適法的（legal）行為や義務に反する、道徳的に悪い（böse）行為というものは——少なくとも道徳的責任を問われ得るような自由な「行為」（Handlung）としては——そもそも原理上存在し得ないということにもなりかねないのである。従って、このままでは、行為一般に対して道徳的価値の実現が義務として課せられているというカントの立論の前提までもが崩れてしまい、単なる「怜悧（klug）な行為」と道徳的な意味で「誠実（wahrhaft）な行為」との区別の根拠すら見失われてしまうのではないであろうか。

義務と傾向性とを、換言すれば、道徳性と自然機制とを二者択一的な行為の動因と見る立論の枠組をどこまでも押し進めてゆくならば、人間に固有の実践の領域は消失せざるを得ないことになる。その場合には、人間が自己の置かれた個別の状況の中で幸福を求めて投企する意図（主観的目的）を理性の与える方法上の原理によって実現しようとめざす余地は残されていないからである。これは確かに一面で、人間を純粹に可想的な道徳的世

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

界の理念のうちへ置き入れようとするものであるが、他面、考え得る限り最も極端な人間の自然主義に道を開くものとも言うことができる。これら両面は、人間の実践一般を、相互に架橋し得ない深淵に隔てられた両極へと分解せざるには置かない。この結果、人間は自らの統一的な自己同一性を喪失して分裂の危機に見舞われる他はない。むろん、このような思想的帰結は、断然カントの意図するところとは思われない。カントは確かに道徳的価値の実現を有限な理性的存在者としての人間の最優先課題と考えているとはいって、同時に、感性的存在者としての人間の現実に冷静な観察者の目を据えて、自分自身の幸福の確保は人間の義務である、とさえ主張しているからである。⁽²⁹⁾ 人間が理性的であると同時に感性的であるという二重構造から成る有限な存在者である以上、自分自身の幸福追求もまた必然的に理性の課題とならざるを得ないと考えられているのである。

しかしながら、『基礎づけ』第一章の義務論においてカントが陥っている自家撞着は、その原因をもっぱらカント自身の不適切な用語法に帰すことで解決し得るほど単純な問題であるとも思われない。何故カントは上述のように論理的破綻の危険を冒してまで、敢えて道徳的義務を人間の自由な行為の可能根拠と結びつけ、それらの同一性を強調しようとするのであろうか。表面上ただの論理的不整合のように見えるカントの立論の背後には、われわれが更に立ち入って考えてみなければならない別の問題が隠れているのであるまいかと思うのである。

3. 理性の自律と道徳的自律——超越論的自由の問題

カントは『純粹理性批判』の「方法論」の中で、われわれが論じてきた実践的自由を「自然原因からの自由、即ち、意志規定における理性の原因性」と規定し、この意味での自由が経験によって確証された後にも、それと区別される超越論的自由の可能性が理性にとって問題として残されることを指摘している。換言すれば、「理性が〔実践的〕法則を指定する行為に

おいて当の理性自体が再び他からの影響によって規定されてはいないかどうか、また感性的衝動との関係から見れば自由と言われることが、一層高层次の間接的な作用原因に関しては再び自然である〔即ち、自然原因によつて規定されている〕といふことがないかどうか」⁽³²⁾といふことは、理性にとって依然未解決のまま問題として残されているといふのである。といふのも、「超越論的自由は（現象の系列を始める理性の原因性に関して）感性界の一切の規定原因から理性自体の独立性を要求し、その限りでそれは自然法則に、従つてまた一切の可能的経験に反するように思われる」⁽³³⁾からである。

ここでカントが理性の「超越論的自由」の名のもとに問い合わせているのは、比類ない人間固有の可能性として、人間の究極的本質をなすような自由である。それは要するに、行為の意図が純粹に行為主体自身にのみ帰せられ、それ故、行為が行為主体自身によってのみ責任を負われ得るという可能性に他ならない。われわれはこのように厳密な意味での人間の帰責可能性を、人間の中に単に現存するだけの生理一心理学的自然のうちに求めることはできないであろう。⁽³⁴⁾それはむしろ、行為主体としての人間自身から、即ち、人間の「本来的自己」⁽³⁵⁾としての自由から根源的・自発的に発するもの（自由意志）のうちに求められなければならないと考えられる。

しかるに有限な理性的存在者としての人間は自己の自然的本性の故に意志規定に関して主観的動機 (elater animi [心のバネ]) なしには済ませられないとするカントにとって、このように根源的・自発的な「自由意志がどうして可能なのか」ということは「人間の理性にとって解決し得ない問題である」ばかりか、前節で述べたような意志（行為主体）の動機づけに関する道徳性（義務）と傾向性との二分法の枠組に縛られて、この問題は直ちに「[道徳] 法則はどうしてそれ自体だけで〔自然的動機なしに〕直接に意志の規定根拠であり得る（實にこのことはあらゆる道徳性の本質である）⁽³⁶⁾のか」という問題と等置されることになるのである。つまり上記の二

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

分法の図式によって、もし意志が生理一心理学的な自然の原因性から自由であるとすれば、その場合には必然的に、道徳的な純粹理性の原因性（道徳法則）によって規定されているのでなければならない、と考えられているわけである。

ところで、このような純粹理性の自律としての超越論的自由と道徳法則に従うこととの同一性、即ち、理性の自律と道徳的自律との同一性の思想を首尾一貫してつらぬくことの困難にカント自身が直面している例を、以下でテキストに即して考えてみたい。

カントは『宗教論』⁽³⁸⁾ 第一篇における人間の「根本惡」（das radikale Böse）に関する論考の中で、道徳的な（帰責可能な）惡は自由から生じなければならず、従って自由な行為主体としてのわれわれ自身の所行（Tat）以外のものではあり得ないことを認めている。⁽³⁹⁾ というのも、人間に内在する惡が道徳的な意味を有するためには、即ち、道悪法則に関する人間の選択意志の誤用として人間の責任に帰せられ得るためには、「惡の根拠が、選択意志を傾向性によって規定する客体、つまり自然衝動のうちにではなく、選択意志が自らの自由を使用するために立てる規則、つまり格率のうちにのみ存する」⁽⁴⁰⁾ のでなければならないからである。このように「道徳的惡は自由な選択意志の規定〔＝自律〕としてのみ可能であり、この選択意志は自らの格率によってのみ善もしくは惡と判定され得る」のであれば、「〔自由な選択意志の〕格率が〔自律的に〕道徳法則に違反する可能性」というものも認められることにならざるを得ない。⁽⁴¹⁾

しかし道徳性に対するこのような見方を承認するならば、他方、前節で述べたような『基礎づけ』におけるカントの立場、一般に道徳法則に対する尊敬の念（義務）を動因としない単なる適法的（legal）な行為や道徳的に悪い（böse）行為の起源をもっぱら自然衝動（傾向性）による意志の規定のうちに求める立場との明白な矛盾は避け難いのではあるまいかと思われる。

このような疑惑に対してカントは、本稿第1節すでに一度触れた箇所に見られるとおり、⁽⁴²⁾ 自然的動機は人間がそれを自分自身の意志の格率のうちへ採用するその限りでのみ行為を規定し得る、という回答を与えていた。ここでカントが言おうとしているのは、人間の意志の自然原因による規定が生じる場合、それは人間が自由な行為主体として、自ら自然によって規定されるべく自己を規定する、というきわめて特殊な仕方でのみ可能であるということであるように思われる。

もしそのような解釈が当たっているとするならば、ここでカントが提示している解決法は、結局、カントが他の箇所で人間の意志規定をめぐる自然と自由との関係の問題を意志の「他律」(Heteronomie) という概念を用いて処理したのと本質的に同一の線に沿ったものであると考え得るのではないであろうか。意志の他律とは選択意志が自然の衝動や傾向性に従うという意味での、自然法則への選択意志の従属関係を意味しているが、カントによると、そもそもそのような事態が生じるのは、「意志が自分自身に〔道徳〕法則を与えないで、その代わりにただ感性的法則に分別をもって従うようにとの指示 (die Vorschrift zur vernünftigen Befolgung pathologischer Gesetze) を与える」ことによってなのである。この場合にも、単に人間の自然的本性が他の外的自然原因から影響を蒙るということではなくて、かえって自由な行為主体が自己自身に対して自然原因による影響を受けることを自発的に認容する (Einfluß einräumen)⁽⁴⁴⁾ ということが問題になっているのである。

そもそも自由な意志と自然原因との関係は事柄の本性上、一つの自然原因と他のそれとの関係の場合のように、単に機械的に後者が前者に影響を及ぼす (Einfluß nehmen) ということではあり得ず、もしも両者の間に影響関係があるとすれば、常に前者が自己の格率への後者の影響を自発的に認容するという意味で、言わば、積極的に影響を受け入れること (Einfluß bekommen) と解する他はない。それ故、表面上はあたかも選択意志に対

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

しての単純な「他からの規定」(Fremdbestimmung) であるかのように見える意志の他律という概念の根底には、実は「他からの規定を自ら選び取る自己規定」(Selbstbestimmung zur Fremdbestimmung) を遂行する自由な選択意志の自律が隠然として存在すると考えざるを得ない。このように見えてくると、カントの「意志の他律」という、あまりにも単純明快な外見の故に安易な誤解を招きかねない概念のうちには、実際には、「他律を自ら選び取る自律」(Autonomie zur Heteronomie) という本来の意味内容が暗々裡に含まれていると言わざるを得ないのである。⁽⁴⁶⁾

以上の考察によって、感性的自然の原因性と理性の絶対的自発性としての自由な選択意志の自律とを両立させ得るような根本条件の前提のもとでのみ、上記の適法的行為や道徳的に悪い行為の、従ってまた、一般に所謂「意志の他律」に基づく一切の人間の行為の帰責可能性ということが十全な意味で整合的に説明され得るということが明らかになったように思われる。

しかし、もし事情がそのようなものであるとするならば、意志の自律は、カントが主張するように、選択意志が道徳法則に従うことによって、即ち、道徳的自律としてはじめて確保される、と考えることはできない。かえって、道徳法則に対して自由に態度を決定し得るような絶対自発的な自由としての理性の自律がそれ自体で前もって確立されていなければならぬと考えざるを得ないのである。カントは『実践理性批判』の或る箇所で、超越論的自由の裏付けを欠くが故に根本的に自然の機制を免れ得ていないような單なる経験的・実践的自由を評して、ゼンマイ仕掛けで運動を続ける「自動回転焼串器の自由」(die Freiheit eines Bratenwenders) と揶揄しているが、他方で、選択意志の自由な決定を媒介しない道徳的・実践的自由も、人間を超越する原因によってア・プリオリに目的論的・道徳的秩序のうちに嵌め込まれているという意味では、これと大同小異の事態に陥っているのではないかという疑念を禁じ得ないのである。⁽⁴⁷⁾

このようなわけで、道徳性に先立つ人間理性それ自体の自律としての自

由こそ、本来カントの志向する「超越論的自由」が意味するはずのものだったのではないかと思う次第である。このような意味での超越論的自由によって、理性ははじめて本来的な意味における純粹実践理性となり、そのような理性的主体の主体性 (Subjektivität)の問題があらためて実践哲学の前面に押し出されることになると考えられるのである。そのことはカント以後の哲学史が示しているおおよその経緯であると言って差し支えないであろう。

因みにカントのテキストのうちには、この問題に関してきわめて暗示的な内容を含む箇所が見出される。そこでカントはおよそ次のように述べているのである。⁽⁴⁸⁾ 即ち、一方で、人間の惡の根拠を感性のうちに求め得るためには、感性の含むところはあまりにも少ない、何故なら感性のうちには自由から発し得る動機が欠けているからである。しかし他方で、人間の惡の根拠を道徳的理性のうちに求めようすると、その含むところはあまりにも多すぎる、何故ならその場合には、道徳法則そのものに対する反抗が動機にまで高められているような理性的・絶対的に邪惡な意志としての、言わば、「惡意ある理性」(boshaft Vernunft) というものを想定せざるを得なくなるが、このような「惡魔的存在」の概念を人間に適用することは到底できないからである。ここでは、理性が惡の根拠を含み得るということが直ちに理性の道徳性に対する積極的な反抗ないし敵対(理性の惡魔性)と解釈されているが、そのような解釈が生じるということは、カントがもともと人間の理性それ自体を、理性の自由な選択に先立って存在する善なる道徳的秩序のうちにア・プリオリに置き入れていていることを示している。カントの理論に従えば、惡なるものは前もって存在する善の秩序に対する理性の反抗・敵対の結果としてか、さもなければ自然的傾向性による善の阻害の結果としてしか存在し得ないことになるが、それらのいずれも人間の惡の実態を適切に説明することができないというのである。

カントが陥っているこのジレンマは、カントが人間の理性を直ちに道徳

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

的〔に善なる〕理性と等置し、理性それ自体の自律としての自由を道徳的〔法則に従う〕自律としての自由と同一のものと見なすところから生じていることは疑いの余地がない。人間の惡の根拠は自然機制に従属した感性のうちにも、超越的な善なる目的論的秩序にア・プリオリに定位する道徳的理性のうちにも求めることはできない。われわれとしては、言わば、これら両者の中間にあって、自然的要求と道徳的要求との両方に対して自由に決定を下し得る理性それ自体の〔道徳無記的な〕自律としての自由のうちにこそ、それは求められるべきであったと考えるのである。

結び——残された問題

カントが人間の「根本惡」を説明しようとして、最終的にはそれに成功することができなかった理由が、結局のところ、人間の理性を選択意志の自由な決定のはたらきを媒介せずに道徳的義務づけと直結し、直ちに道徳的理性と同一視するカントの立論の枠組のうちにあると考えられることはすでに述べたとおりである。このような理論構成においては、人間は本来的自己として理性的である限り常に同時に道徳的に善であると言わねばならず、従って、人間の惡の根拠を〔それ故、また善の根拠を〕問う前に、言わば、人間の「根本善」(das radikale Gute)を暗黙のうちに前提してしまっているからである。このように人間の「根本惡」をめぐるカントの思索は、はからずも、カントの理論構成のうちにひそむ「人間の根本善」の前提という思想的根元の問題性を露呈することになったのである。実践哲学の理論構成をめぐってカントが逢着している諸矛盾を根本的に理解し、解決するためには、道徳法則（道徳的自律）の善と実践理性としての自律的な意志の自由の可能根拠とを根元的・徹底的 (radikal) に結びつけようとするカント思想のこの根元こそが、あらためて問い合わせ直される必要があるのではないであろうか。⁽⁴⁰⁾

これは確かに或る意味では、古典ギリシアとキリスト教に淵源する西洋

哲学の伝統の中でのあまりにも自明な前提として、カントが半ば無自覚的に受け継いでいる形而上学的残滓の問題に過ぎないと解釈し得るかもしれない。とはいって、カントが自らの理論構成において明らかに不自然と見えるほどの歪みないし不整合を冒してまで、敢えてこの自由と道徳性との根源的一体性という形而上学的的前提に固執していることの裏には、何かそれなりの十分な理由があったと考えられるべきであろう。私見によれば、ごく大まかに言って、一方で伝統的な世界の目的論的秩序から解放されると同時に、他方で機械論的な自然法則の支配をも免れているような近代的人間の意志の無規則、無法則な自由に対するカントの懸念がこの問題の背景をなしているものと思われる。諸家の研究によれば、カントは 1760 年代に主としてルソーの著作を介して、伝統的な「理性的動物」(animal rationale) に代わる「自由な動物」(animal liberum) という新しい人間観に出会うのであるが、この時期に成立したと見られる「自由について」と題された手稿⁽⁵⁰⁾の中でカントは、一切の法則から解き放たれた「自由な動物」としての近代的人間の意志がとりわけ他者の意志として自分の意志を支配する場合のゾッとするような恐ろしさ (Schrecklichkeit) について生々しく記している。その場合には単なる自然機制による強制の場合とは異なり、支配する側にも、支配される側にも自然法則の統制機能がはたらかないので、両者の間により一層仮借ない完全な支配・被支配関係の成立する可能性があり、事態は一層深刻なものになると考えられているのである。おそらく、この時期の鮮烈な思想的体験の記憶が、その後の批判期においても一貫してカントの脳裏を離れることなく生き続けていたのではないであろうか。ともかくも、人間の自由をあくまでも道徳性に固く繋ぎ止めておこうとするカントの思想の根元には、伝統的な秩序の拘束から解き放たれた自由な行為主体としての人間が「他者」として相互に関係し合う場合の基準枠を是非とも行為主体の内部に設定しておかねばならない、という不可避免の思想的要請があったのではないかと推測されるのである。しかし、こ

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

の問題を本稿で更に立ち入って探究する余地はもはや残されていない。

ところで、カントの理論構成の根本にある問題性とは、要するに理性的意志それ自体の自律としての自由と理性的意志が自ら自由に基づいて立法すべき道徳法則との関係、カント自身の表現を用いれば、⁽⁵³⁾「自由な選択意志（従って、その概念が経験的でない選択意志）」と「動機としての道徳法則」との関係に関するものである。カントはこれら二つの概念を、換言すれば、自律（Autonomie）と道徳性（Moralität）とを相互のア・プリオリな同一性ないし分析性の関係において捉えている。しかし、カントのテキストの幾つかの箇所についてのこれまでの考察が明らかにしたことは、カント自身が人間の行為の道徳性をめぐる種々の難問に逢着する中で、自己の立場を首尾一貫してつらぬき通すことが困難であったという事実である。カントはそれらの難問を解決し、適切な説明を見出そうと苦闘する思索の過程で、人間の実際の行為を構成する意志の自由と道徳性とを、両方とも同じくア・プリオリであるとはいえ相互に異なる二つの要因と見なさざるを得ない窮境にしばしば追い込まれていたのである。

このようなカント自身の思索の過程そのものに即して見る限り、カントの公然たる主張に反するとはいえる、むしろ理性の自律と道徳的自律という二つの概念の間の差異性を認め、それらがア・プリオリに総合されるところにはじめて人間の行為が成立すると考えることが許されるのではないかと思うのである。われわれ人間は、むしろ、このような自由と道徳法則との差異性ないし総合性という前提に立つとき、はじめて自己の無底の自由に課せられるべき道徳法則の演繹ということを、自分にとって不可避の切実な課題として厳粛に受けとめることができるのではないかであろうか。

しかし、たとえわれわれにそのような設問が許されるとしても、その前提として、カントにおいて基本的に理論哲学（認識理論および対象理論）⁽⁵⁴⁾の方向にのみ限定されている超越論的思考を実践哲学に対しても適用し、言わば、超越論的実践哲学ないし超越論的倫理学を構想とすることの可能

性が、まず、問われなければならないであろう。⁽⁵⁵⁾ 一了

(1990 年 10 月)

注

- (1) Kant, *Kritik der praktischen Vernunft* (Abk., KPV), Bd. 5, S. 4, Anm. (カントの著作からの引用はアカデミー版の巻数と頁付けを示す。但し、『純粹理性批判』は慣例により、第一版の頁付けを A、第二版の頁付けを B で示す)。
- (2) Kant, *Kritik der reinen Vernunft* (Abk., KRV), A 534, B 562.
- (3) Vgl. Kant, *Über den Gemeinspruch: usw.*, Bd. 8, S. 275; 拙稿「人間学的経験と理性の洞察」、『哲学』第 87 集、114-115, 126 頁参照。
- (4) Kant, KRV, A 802, B 830.
- (5) Ibid., a.a.O.
- (6) Ibid., A 534, B 562.
- (7) Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten* (Abk., GMS), Bd. 4, S. 457 f.
- (8) Kant, *Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft* (Abk., REL), Bd. 6, S. 23 f.; 邦訳『宗教論』、理想社版カント全集、第 9 卷、39 頁。
- (9) Kant, KPV, Bd. 5, S. 60. [] 内は筆者の補足。
- (10) Ibid., a.a.O.
- (11) Kant, KRV, A 800, B 828.
- (12) Ibid., A 802, B 830.
- (13) Ibid., a.a.O.
- (14) Ibid., a.a.O.
- (15) Ibid., a.a.O.
- (16) Ibid., a.a.O.
- (17) Kant, GMS, Bd. 4, S. 430 f.
- (18) 本稿第 3 節参照。なおこの問題に関しては、本稿とは若干異なる視角からではあるが、すでに別稿で理性の関心と超越論的自由をめぐって論じておいた(拙稿「純粹実践理性の事実と道徳性のアポリア」第 1 節、『哲学』第 88 集、53 頁以下参照)。
- (19) Kant, GMS, Bd. 4, S. 397 ff.
- (20) カントは『基礎づけ』において、欲求すること (Begehr) の主観的根拠を

自由と道徳法則との同一性（分析性）？

「動機」、意志すること（Wollen）の客観的根拠を「動因」と呼び分けて区別している（GMS, Bd. 4, S. 427）。

- (21) Ibid., S. 397-399.
- (22) この表に示されているように、カントは義務および傾向性に同時に基づく行為はもちろんのこと、同時に反する、もしくは同時に無関係な行為というものを認めていない。換言すれば、およそ行為は義務もしくは傾向性のいずれか一方のみを動因として成立すると見なしているのである。
- (23) この表に示されているように、義務と傾向性とは行為をめぐって相互にシンメトリックな関係にはない。“ohne Neigung”な行為については、GMS, Bd. 4, S. 398, Z. 24-26, 27-36, S. 399, Z. 21-24 等に、それに相当する記述が見られるが、他方、この表の上でこれと対称の位置にあるはずの“ohne Pflicht”な行為についての記述をテキストから読み取ることはできない。つまり、カントは傾向性を伴わない行為を認めている一方で、義務（道徳性）を伴わない行為は認めていないことになる。
- (24) Kant, GMS, Bd. 4, S. 397, Z. 25-28, 33-34, S. 398, Z. 3-7, 8-12, 20-27, 27-36, S. 399, Z. 7-10, usw.
- (25) Ibid., S. 400; vgl. dazu Kant, REL, Bd. 6, S. 36.
- (26) Kant, GMS, Bd. 4, S. 397.
- (27) Vgl. Prauss, G., Kant über Freiheit als Autonomie, Frankfurt am Main 1983, S. 70 ff. なお本稿の基本的モチーフはこの著作に負うところが最も大きかったことを感謝をもって記しておきたい。
- (28) Vgl. Kant, GMS, Bd. 4, S. 402.
- (29) Vgl. Kant, KRV, A 808, B 836.
- (30) Kant, GMS, Bd. 4, S. 399.
- (31) Kant, KRV, A 803, B 831.
- (32) Ibid., a.a.O. [] 内は筆者の補足。
- (33) Ibid., a.a.O.
- (34) Vgl. Kant, REL, Bd. 6, S. 35.
- (35) Kant, GMS, Bd. 4, S. 457.
- (36) Vgl. Kant, KPV, Bd. 5, S. 71 f.
- (37) Ibid., S. 72. [] 内は筆者の補足。
- (38) “Von der Einwohnung des bösen Princips neben dem guten: oder über das radicale Böse in der menschlichen Natur” (Kant, REL, Bd. 6, S. 17-53).
- (39) Ibid., S. 21, 31.

- (40) Ibid., S. 21.
- (41) Vgl. Ibid., S. 29. [] 内は筆者の補足.
- (42) Ibid., S. 23 f. 本稿第1節 (204 頁) 参照.
- (43) Vgl. Kant, GMS, Bd. 4, S. 441, 444; vgl. auch KPV, Bd. 5, S. 33.
- (44) Kant, KPV, Bd. 5, S. 33. [] 内は筆者の補足.
- (45) Vgl. Kant, GMS, Bd. 4, S. 458.
- (46) Vgl. Prauss, ibid., S. 94.
- (47) Kant, KPV, Bd. 5, S. 97.
- (48) Kant, REL, Bd. 6, S. 35.
- (49) Vgl. Prauss, ibid., S. 99.
- (50) Vgl. Schmucker, J., *Die Ursprünge der Ethik Kants in seinen vorkritischen Schriften und Reflektionen*, Meisenheim am Glan 1961, S. 143-277; Forschner, M., *Gesetz und Freiheit. Zum Problem der Autonomie bei I. Kant*, München/Salzburg 1974, S. 96-129, bes. 115 ff; vgl. dazu Prauss, ibid., S. 40 ff.
- (51) "Von der Freyheit", in: *Kant's handschriftlicher Nachlaß* Bd. VII (Bd. 20, S. 91 f.)
- (52) Schmucker, ibid., S. 254 f. カントの立論の根底にある形而上学的前提がいったい何処から出てくるのか, その由来を尋ねて思想史的背景を探ることはきわめて興味深い, また重要な課題ではあるが, 本稿の枠の中では到底それをはたし得ない. 他日あらためて考えてみるつもりである.
- (53) Vgl. Kant, REL, Bd. 6, S. 35.
- (54) Vgl. Kant, KRV, B 29.
- (55) Vgl. Höffe, O., *Sittlichkeit als Horizont menschlichen Handelns*, in: *Philosophische Jahrbuch* 87, 1980, S. 294-314; Höffe, O., *Transzendentale oder vernunftkritische Ethik (Kant)? Zum Methodenkomplexität einer sachgerechten Moralphilosophie*, in: *Dialectica* 35, 1981, S. 195-221.